

令和7年3月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和7年3月12日（水）午前10時00分～午前11時55分

2 場 所 市役所6階 604会議室

3 出席者〔教育長〕中島秀行

〔委 員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、寺本彰、森田理恵、北野大

〔事務局〕千葉裕之教育総務部長、中田利明学校教育部長、池田淳教育総務部次長、吉川誠学校教育担当参事兼学校教育課長兼健やか輝き支援室長、中村啓教育センター担当参事兼教育センター所長、鈴木健教育総務課長、北村史恵教育総務課主幹兼教育企画室長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、三上佳明スポーツ振興課長、稲田里織文化財保護課長、川島一禎文化財保護課主幹、橋本浩志所沢図書館長、刈谷和哉学校教育課主幹、渡辺純也保健給食課長、高鍋英彦教育センター主幹、福田圭太郎教育総務課主査

〔書 記〕小城原光貴教育総務課副主幹、新井航教育総務課主任、藤倉彩加教育総務課主事

4 会議録の承認

5 会議の傍聴者 4名

6 開 会 本日の議案は、議案第34号から議案第40号の7件。

なお、議案第40号については人事に関する審議のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

7 議題

○所沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（スポーツ振興課）

以下質疑

（宮本委員）

体育館については社会教育施設であり、小中学校の部活や大会で今も盛んに使用

されています。補助執行になったとき、使用感や状況は変わらずに対応していただけるのでしょうか。

(三上スポーツ振興課長)

利用者にとってはこれまでと同様にご使用いただけます。

○議案第34号 所沢市教育委員会事務局組織及び各課事務分掌規則等の一部を改正する等の規則について

○議案第35号 所沢市教育委員会事務決裁規則等の一部を改正する等の訓令について

※関連する議案のため、一括して審議

資料に則り、鈴木教育総務課長から説明があった。

スポーツ振興課長から報告があった補助執行についてもこの一環になるが、「公民館及びまちづくりセンターの一元化」及び「所沢第二幼稚園の廃止」により、教育委員会規則及び教育委員会訓令のそれぞれで、所要の改正や廃止を行う必要が生じたことから、本案を提案するものである。

以下質疑

(宮本委員)

7ページの地区体育館の補助執行について先ほど説明していただきました。今回公民館の補助執行は削除し、地区体育館について記載するとのことですが、新たに4月1日から補助執行することになったのか、将来的な構想はあるのかお伺いします。

(鈴木教育総務課長)

今までも地区体育館の運営は、公民館に準ずる形で補助執行が行われていました。これまでと同じように運用していく必要がありますが、公民館が補助執行ではなくなるため、地区体育館の運営について宙に浮いている状態になり、今回地区体育館の補助執行について規則に記載しました。

(北野委員)

補助執行とはどのようなものでしょうか。

(鈴木教育総務課長)

本来は教育委員会が所管する業務を市長部局の職員が代わって行うものです。

(北野委員)

緊急でやむを得ないときに補助執行をするのでしょうか。

(鈴木教育総務課長)

緊急ではなく、あらかじめ決めておき、業務を委託して執行をしてもらうものです。

(北野委員)

業務の所管を移したら良いと思いますが、どうして補助執行をしているのでしょうか。

(中島教育長)

なぜ市民部局に切り替えず、補助執行で今までやってきたのか経緯が分かる方はいますか。

(千葉教育総務部長)

現在のまちづくりセンターはもともと出張所と公民館に分かれており、所管も分かれていました。出張所を市長部局、公民館を教育委員会が所管していましたが、平成23年に一体化して運営することが始まりました。その時、公民館の権限は条例に基づいて教育委員会に属しており、運営は市民部の職員が行っていたため、権限は教育委員会にあり、運営は市民部の職員が行う補助執行の形になりました。今回、公民館条例とまちづくりセンター条例を廃止し、権限を1つにした新しいまちづくりセンター条例を制定するため、公民館とまちづくりセンターの関係性は整理ができましたが、地区体育館は所沢市地区体育館条例に基づいており、市長部局に移管していません。地区体育館は条例に基づき教育委員会の権限に属するため、本来は教育委員会の職員が運営するものですが、実際には市民部の職員が運営を行うため、地区体育館は補助執行になります。

(中島教育長)

他は全部市長部局に移管されましたが、地区体育館だけは補助執行を継続することで例規上整えたということでしょうか。

(千葉教育総務部長)

運用自体は全く変わりませんが、例規上の矛盾を解消するために今回議案を提出しました。

(北野委員)

運用は従来と変わらないのでしょうか。

(千葉教育総務部長)

運用上は全く変わりません。

(中島教育長)

地区体育館について補助執行をしますが、いずれ地区体育館の所管も市長部局に移管されるのでしょうか。

(千葉教育総務部長)

今まで、地区体育館は公民館の一施設として、教育委員会では社会教育課所管とスポーツ振興課所管で一体化させてきました。そのため、運用自体は変わりませんが、条例上残っていることで今後地区体育館はどうするのか、独立させて教育委員会職員が運営するのか、今までどおり市民部職員が運営するのか、市民の方に迷惑をかけないためにどうすれば良いのかが考えどころだと思います。

(中島教育長)

地区体育館については今までの運用とは変わりませんが、条例が変わったため文言を整えたということです。

(寺本委員)

夜間の活動場所としてまちづくりセンターの体育施設を使う団体もあれば、小中学校の体育館やグラウンドを使う団体もあります。小中学校の施設を使うに当たっての管理はどこがやっているのでしょうか。

(三上スポーツ振興課長)

小中学校における学校開放・使用に当たっては各地区で立ち上げている運営委員会に委託して、利用日の調整をしていただいています。

(寺本委員)

運営委員会で問題が発生し、話し合う必要があるとき、運営委員会が相談する市役所の部署はどこですか。

(三上スポーツ振興課長)

運営委員会を委託しているのはスポーツ振興課です。

(寺本委員)

例えば南陵中学校のグラウンドや体育館を使用している団体が、吾妻公民館の体

育室を使用するとき、所管は別になってしまうということでしょうか。

（三上スポーツ振興課長）

施設ごとに使用許可を出す所管が異なるため、各所管での許可になります。

（寺本委員）

様々な施設を利用したい団体の調整を一括して行う所管は、今までのイメージだとスポーツ振興課ですが、これからは分かれると利用者にとって不便だと感じますが、いかがでしょうか。

（三上スポーツ振興課長）

現状、吾妻まちづくりセンターは地区体育館ではなく、体育室という位置づけで、これまでどおり社会教育の活動としてご利用いただけます。学校開放は社会体育施設として地区の運営委員会に委託してご利用いただいています。そのため、今も所管が分かれていることは変わりません。

（中島教育長）

今回の改正では補助執行が新たに行われるわけではないため、今の管理の状態と今後の管理の状態は変わらないということでしょうか。

（三上スポーツ振興課長）

そのとおりです。

（中島教育長）

現在不都合がある部分もそのまま継続し、良い部分もそのまま継続されます。

（森田委員）

体育室は公民館の一施設で、学校の体育館は地区体育館ではないとのことですが、市民体育館はどういった扱いになるのでしょうか。

（三上スポーツ振興課長）

市民体育館についてはスポーツ振興課所管の体育施設という位置づけです。

（千葉教育総務部長）

所沢市には4種類体育施設があります。学校の体育館、スポーツ振興課が所管する市民体育館、各地区体育館、公民館の中にある体育室です。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、両議案とも原案どおり可決された。

○議案第36号 令和7年度所沢市教育行政推進施策について

資料に則り、北村教育総務課主幹から説明があった。

教育行政推進施策については、先の2月定例教育委員会会議において、委員の皆様にご協議をいただいたところである。その後、各所管課において確認の上、必要に応じて修正をした。

主な修正点について説明をする。A4横の「令和7年度所沢市教育行政推進施策（案）修正箇所一覧」をご覧いただきたい。

8ページ「イタリア選手団事前キャンプ受入れ事業（世界陸上2025東京大会）」については、事業の経緯を示し、具体的な取組が分かるよう、全体的に事業の説明を見直した。

修正後の上から5行目「（設）けるなど」の後ろに読点が2つあるのは、1つの誤りである。お詫びして、訂正する。

その他は、事業の説明の一部や予算額などの修正となるため、「修正箇所一覧」にてご確認いただきたい。

本案については、議決後、市議会・政策会議に報告するとともに、市のホームページで公開する予定である。

以下質疑

（北野委員）

教育行政推進施策はどのように作成してきたのでしょうか。どの部署が、どの審議会をふまえて作られてきたのか説明していただきたいです。

（北村教育総務課主幹）

教育行政推進施策は、教育振興基本計画の単年度の実施計画です。具体的に令和7年度はどの事業について力を入れていくかを分かりやすくまとめたものになります。教育総務課から各所属に対してどの事業に力を入れていくか照会し、回答があったものについて、集まった場で協議し、事業の重要度を決めたものです。教育委員会会議2月定例会において、案としてまとめたものを教育委員の皆さまに協議していただき、修正があったものを反映させ、今回議案として扱います。

（宮本委員）

教育行政推進施策の修正箇所一覧6番と14番から16番に予算額の変更があ

ります。１４番の生涯学習ボランティア人材バンク運営事業については約１６万円減額になっていますが、これはどうしてでしょうか。どのような経緯があったのか、この金額で事業はできるのか伺いたいです。

（奥井社会教育課長）

２３４千円には会計年度任用職員の賃金の一部が入っていたため整理し、チラシの印刷代７２千円が残りました。

（中島教育長）

会計年度任用職員が雇用されないわけではないですか。

（奥井社会教育課長）

雇用されないわけではありません。

（寺本委員）

６番「国登録有形文化財「旭橋」電灯復元事業」について、約１４万円減額されています。工事の内容は変わらないと思いますが、業者に支払う額が減るのでしょうか。

（稲田文化財保護課長）

当初予算の積み上げでは説明板更新の予算も入れておりましたが、事業説明に「令和７年度は、復元制作した電灯の設置工事を行います。」とあるとおり、電灯の設置工事費用だけとしたものです。

（中島教育長）

教育行政推進施策は最終的にはいつ頃出来上がるのでしょうか。

（北村教育総務課主幹）

市議会で予算が認められた後、製本をして３月末に完成した形で施設や教育委員の皆さまにお渡しします。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第３７号 第３次所沢市図書館ビジョンの策定について

資料に則り、橋本所沢図書館長から説明があった。

平成３０年度に策定した現行の「第２次所沢市図書館ビジョン」が、令和６年度で終了することに伴い、次期計画となる「第３次所沢市図書館ビジョン」の策定を進めてきた。

令和6年4月から図書館内に策定部会を組織し、内容の検討をしてきた。この間に、図書館協議会においての協議、9月の教育委員会会議においても計画案について、教育委員の皆様からのご意見をいただいた。その後、素案が固まった段階で、政策会議において発議し、全庁照会を経て、11月22日から12月21日の間でパブリックコメントを実施し、9名の方々から66件のご意見をいただいた。2月5日、第3回図書館協議会にて審議し、答申をいただいたものが、本日お手元の計画である。

次に、9月の教育委員会会議でお示しした計画案から、答申までの間に市民の方々からの意見等を踏まえ、修正した点について報告する。

まず資料の計画冊子の51ページをご覧ください。「ウ．様々な市民に配慮した資料・機器の充実」の記述に、布絵本を加えて欲しいというご意見があったため追記、文章の構成を修正し、欄外に注釈を加えた。

次に、55ページの「（5）未来を支える」「ア．乳幼児期の読書機会の提供・充実」の記述が分かりにくいという意見があったため、この表記の具体的な事業である「ところっこ親子ふれあい絵本事業」について、子育て支援施設の具体的な事例として児童館の表記を加え、「身近な子育て支援施設を知ってもらうことで、子育ての不安解消を図ります。」とこの事業の目的を追記した。

次に62ページ「（5）未来を支える」の評価事項における「本を全く読まない子どもの割合」について、説明欄に対象が記述されていないという意見があったため、教育振興基本計画、子どもの読書活動推進計画に合わせ、指標とする対象学年を、小学2年生・小学5年生・中学2年生と表記した。

この他に、いただいた意見以外の修正点だが、34ページの「（3）安心して利用できる環境の構築」の下から6行目について、以前は「所沢市公共施設等総合管理計画」と表記していた部分を、「所沢市公共施設長寿命化計画」のほうがより具体的な内容であることから、所沢市公共施設長寿命化計画に変更した。合わせて、計画に関連する写真を挿し込んだ。

今後の予定だが、本日、ご承認をいただいた後、庁内印刷により、3月中に計画の冊子200冊と現在作成を進めている概要版の印刷を終え、4月上旬を目途に教育委員の皆様や関係機関に配布するとともに、所沢市のホームページにて公開させていただく予定である。

以下質疑

(森田委員)

22ページや24ページに目標指標達成状況が載っていますが、平成30年度と令和5年度を比較したものと、平成30年度と令和6年度を比較したものがあります。調査が終わっていないものは令和5年度の数値で、令和6年度の情報が分かっているものは令和6年度の数値にしているのでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

平成30年度の数値は「第2次所沢市図書館ビジョン」のものです。

(中島教育長)

22ページの子ども1人当たりの児童書数は、まだ令和6年度の数値は出せず、24ページの司書率については年度初めに司書を配置しており数字が固まっているため令和6年度で記載しているのではないのでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

そのとおりです。

(宮本委員)

60ページから62ページに「評価事項及び数値目標」の表があります。令和4年、令和5年又は令和6年と令和11年で比較されています。令和4年度の目標値と達成率が空白になっていますが、分かっている欄は埋めたほうが良いのではないのでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

入れられる部分は入れるよう検討します。

(宮本委員)

10ページから19ページの表と同じ表のためそちらを参照してもらう形でも良いとは思いますが、来年度以降作成するときに検討していただきたいです。

(千葉教育総務部長)

60ページから62ページは現在の実績値に対する将来の目標を示しているため、空白で示しています。

(中島教育長)

同じ表を使用しているため分かりづらいです。現在の実績値から令和11年度の目標を立てているならば、それだけの表を作成すれば良いです。空欄や塗りつぶし

があると記載漏れや目標値が無かったのか誤解を招きます。10ページからの表と同じものを使用するのではなく、単独で実績値から令和11年度の目標を設定する表を作成したほうが見る人にとって親切です。工夫して改良してください。

(寺本委員)

例えば、レファレンスの件数について、11ページの表に説明、目標値算出根拠、全ての数値が載っており、60ページにほぼ変わらない文言の表があります。11ページにある数値を60ページに入れれば良いのではないのでしょうか。

(中島教育長)

数値の整合性の部分で、差が出ないようにまとめてください。

(北野委員)

ビジョンの作成や目標値の設定に当たり、近隣の同規模の自治体の状況は調べているのでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

9ページに「(5) 県内図書館活動調査」が記載されています。所沢市の近隣や、人口が同規模の越谷市、川越市などのデータを比較して標記しています。状況を把握し、ビジョン策定の参考としています。

(北野委員)

所沢市としては近隣と比較して、重点的に力を入れていく項目についてどこかに記載されていますか。

(橋本所沢図書館長)

9ページの表にあるとおり、所沢市は蔵書冊数が1,016,334冊と充実しているため、今後も蔵書の充実を図っていきます。

(中島教育長)

近隣市と比較して力を入れていく必要がある課題はどこでしょうか。

(橋本所沢図書館長)

魅力ある蔵書を行い、貸出冊数を増やすこと、今年度4月から始めた電子書籍の充実も図っていきたいと考えています。

(北野委員)

9ページを見ると、市民一人当たりの貸出冊数が低くなっています。それは一回当たりの貸出上限冊数の問題か、貸出期間の問題なのか、返却の方法などいろいろ

な原因があると思います。ビジョンを作成する際はそこを踏まえて、現状はこうだがこうしていきたいと書くべきです。次回以降ビジョンを作成する際に検討していただきたいと思います。

(中島教育長)

これは図書館だけに限ったものではなく、現状のデータを元にどこに重点的に力を入れるか、資料を分析し、ビジョンが作成する必要があります。

(千葉教育総務部長)

今回のビジョンについて、10ページの第2章から「第2次ビジョンの成果と課題」をまとめています。前回のビジョンにおいてどのような取組があったのか、それに対してどのような課題があるのか分析を行っています。それを踏まえて、第3次ビジョンでどうするかまとめています。

(中島教育長)

今日出た意見を受け取って良いものに仕上げていただきたいと思います。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第38号 所沢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

資料に則り、吉川学校教育担当参事から説明があった。

26ページをご覧ください。所沢市いじめ問題対策委員会は、平成27年度に発足し、本市のいじめ問題への取組や生徒指導上の諸課題について、様々な角度からご意見をいただいているところである。令和6年度は、定例会を合計5回開催した。

所沢市いじめ問題対策委員会条例 第3条には「対策委員会は、委員15名以内で組織する。」とあり、令和7年度の委員の委嘱をお願いするものである。

7年度は10名の委員を委嘱したいと考えているが、表にあるとおり、再任7名と新任3名である。

新任としては、所沢地区保護司である及川みさ子様、元文教大学教授で心理の専門家として神田信彦様、社会福祉士として美甘寿規様に委員をお務めいただきたいと考えている。

このほかに、市の職員を1名任命している。

また、定員の上限に達していないことについては、新たに本委員会にふさわしい

方がいた時に委嘱することや、いじめの重大事態等の発生時に、事案に応じた専門的な立場からの意見をいただけるような委員を委嘱できるようにすることを考えている。

7年度に再任しない委員は1名、所沢地区保護司の小中淳子様である。

小中様にはいじめ重大事態の対応が継続していた頃から長きに渡り、お務めいただいた。来年度は所沢地区保護司会からの推薦者の変更により、ここでお辞めになる。

以下質疑

(寺本委員)

美甘委員は元教育総務部長の方でしょうか。

(吉川学校教育担当参事)

そのとおりです。

(寺本委員)

適任だと思います。武弓委員は継続で市からの指名となるのでしょうか。

(吉川学校教育担当参事)

現在そのように考えていますが、意向については新しく委員になった方もいるため、そういったことも視野に入れながら進めていきたいと考えています。

(寺本委員)

いじめ問題は、小中学校の現場で起きるため、校長経験者が1名入ることは必須だと思います。その方向でお願いします。

(中島教育長)

26ページと27ページで名前がない人がいるのはなぜでしょうか。

(吉川学校教育担当参事)

指名の方は26ページに名前を載せていません。

(北野委員)

27ページの名簿で選任区分に「知識経験を有する者」と書かれている方がいますが、2番と10番の方だけ「知識経験を有する者(心理)」となっていて、他の方は書かれていません。資料として一貫性を欠くため、書くなら全員書くようにしていただきたいです。

(中島教育長)

3 番以下の方は備考で何の専門家か分かりますが、1 番の方は何の専門家か分かりません。工夫してください。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

○議案第 39 号 所沢市学校運営協議会委員の任命について

資料に則り、吉川学校教育担当参事から説明があった。

学校運営協議会の委員については、所沢市学校運営協議会規則第 9 条の規定に基づき、教育委員会が任命するものである。

委員候補者一覧について、別紙をご覧ください。

令和 7 年度の学校運営協議会については、3 校で実施する協議会数が 5 つ、単独で実施する協議会数が 32 である。

委員候補者については、校長の意見を聴取した。保護者や地域の方々及び校長等が委員候補者となっている。なお、学校職員やまちづくりセンター長の人事異動や、PTA 会長の改選等があった場合には委員の変更があるため、随時、教育委員会会議に議案として提出させていただく。

以下質疑

(宮本委員)

名簿の中の項目に、地域コーディネーターの欄があります。地域コーディネーターがいる地区といない地区がありますが、それによる差はあるのでしょうか。また、新規委員に丸がついている方とついていない方がいますが、どうしてお聞きしたいです。加えて、まだ記載されていない方、これから追加になる方がいるのかお聞きします。

(刈谷学校教育課主幹)

地域コーディネーターについては各学校から推薦を受けて任命するものです。地域コーディネーターも学校運営協議会の委員として、議案について知っていてほしいということで委員として委嘱するものです。しかし、学校の実情に応じて、まだ地域コーディネーターの適任者が見つからない学校については来年度 1 年間かけて継続的に探すよう依頼しています。次に新規委員の丸について、令和 6 年度に学校運営協議会のモデル校で任命していた方は、丸がついていません。最後に委

員の追加があるのかについて、PTAの役員は5月上旬に改選されるため、そこでの追加を考えています。

(宮本委員)

委員が確定しなければ会議が開催できないと思います。最終的にはいつ頃決まるのでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

学校によりますが、概ね4月中に委員の推薦を依頼し、PTAの改選により変更になる部分もあるため5月の下旬になると思います。

(中島教育長)

地域コーディネーターは地域学校共同活動の関係で、学校応援団のような実働部隊の動きをコーディネートする方です。連携させるのが地域コーディネーターのため、地域コーディネーターがいない協議会は実働部隊との連携が取りにくくなります。過渡期のため、いろいろな課題が残ると思います。

(北野委員)

学校運営協議会の議長は、校長はならないと決まっていますか。

(刈谷学校教育課主幹)

学校に示すマニュアルにその記載はさせていただいています。

(寺本委員)

教頭が入っている学校と、入っていない学校がありますが、教頭本人の希望なのか、どなたの考えによるもののでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

教頭が入るかどうかにについては、校長の推薦によるものです。教頭によっては、地域学校共同活動や学校運営協議会に詳しい者もいるため、委員として選出されている方もいます。

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

○所沢市教育委員会の3月から6月までの主な行事予定について（教育総務課）

○第35回所沢シティマラソン大会について（スポーツ振興課）

○令和6年度所沢市スポーツ大賞表彰式について（スポーツ振興課）

○学校給食展の開催結果について（保健給食課）

○所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則案について（社会教育課）

以下質疑

（宮本委員）

所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則について、第5条に「所沢市教育委員会と連携を図るとともに、教育委員会に対し職務に関する情報を提供することとする。」と一文を入れていただいています。「連携」にはいろいろなやり方があると思いますが、今回このように決まったことで具体的にどう連携するかを構築していただきたいと思います。規則に書いてある連携がどのような内容か施行された段階から構築していただければ思いがつながっていくためよろしくお願いします。

（奥井社会教育課長）

承知しました。

（北野委員）

第5条に条例第2条第2項と書かれていますが、どのような内容でしょうか。

（奥井社会教育課長）

「センターは、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第3項に基づき、市長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行する公民館の機能を有する機関とする。」とあり、特定公民館の位置づけを第2条で定めています。

（中島教育長）

所掌事務を限定しておらず、「連携する」と書かれているため範囲を広く考えることができ、教育委員会のアプローチ次第で連携が取れます。その準備を教育委員会が行い、積極的に関わるようにしなければ、市長部局だけで事務を進めることになるため、第5条については情報の提供をどう行うのか、具体的な策を示して実行してください。また、「特定公民館の運営」と書いたほうが良いと思います。「特定」を除き、ただの「公民館」とすると一般的な公民館と違いが分からないため、名称は「特定公民館」にして他の公民館と違いを出したほうが良いです。第17条に関しては「特定の」と言葉を付けたただけですが、これで良いでしょうか。

(寺本委員)

前にも申し上げましたが、現在のまちづくりセンターが市民の方々が使いやすいように運営していただいているため、運営が難しくなるような細かい規定は作らないほうが良いと思います。

(中島教育長)

第17条第1項第1号「特定の政党の利害に関する活動」の線引きがどうされるのかで疑義が生じると思います。貸館の延長で特定の政党が活動を行うのは選挙と関係しますが、それを制限すると文部科学省の通知と齟齬が生じます。公民館が主体となって活動をするのはいけないと言っているだけであって、借りる人が候補者の市政報告や政治信条を述べる会に使ってはいけないとは言われていません。そのため「特定の政党の利害に関する活動」、「公私の選挙に関し特定の候補者を支持する活動」、「特定の宗教」の線引きが難しい部分であり、今後様々な意見が出てくる可能性はあります。修正したのは「特定の」と付けただけで良いのかとは思いますが、これが市民部の出してきた規則案です。私たちの意見としてはここまでですが、今言った意見は将来的に影響が出てくると思います。

9 その他

今後の日程

- ・教育委員会会議4月定例会：4月25日（金）

10 議題

●議案第40号 所沢市教育委員会職員（管理職）の人事異動について【非公開】

《削除》

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、可決された。

11 閉会 午前11時55分